

竹田市防災情報伝達体制整備事業

仕様書（案）

令和6年 月

竹田市

1. 業務名

竹田市防災情報伝達体制整備事業

2. 業務目的

当市は平成21年度に市内全域に光ファイバー網を整備し、住民にケーブルテレビ及びインターネットサービスの提供を可能とした。併せて、整備した通信インフラの有効活用のため、音声告知放送システムを構築、市内全世帯及び事業所等にIP告知端末を設置し、住民に防災情報及び生活情報等を提供してきた。

この現行のIP告知放送システムが耐用年数を経過することから、市民が使いやすく、より確実な情報の伝達が可能なシステムの導入を検討している。

本業務では、新たなIP告知システムの整備を行い、過去に整備した光ファイバーケーブルを活用し、新しい防災情報伝達体制整備事業を行うものとする。

整備にあたっては、容易な操作、ワンオペレーションで情報配信できるシステムの整備を行う。

加えて、近年普及が拡大しているスマートフォン等への対応をはじめ、受信手段を住民が選択可能とすることで利便性の向上を図るとともに、平常時における広報・行政連絡などの活用も目的とする。

3. 事業の概要

既設の光ファイバー網を活用し、市内の希望する全世帯に対し、住民告知用の端末を整備する。

本業務で整備を行うIP告知端末に対して、情報発信する基盤を整備する。

本業務で整備するシステムの設備構成・数量は以下のとおりとする。

(1) 親局設備：一式

(2) 屋内専用受信端末（IP告知放送端末）整備対象数：約7,000世帯
（詳細設計により、世帯、箇所数の変更あり）

(3) 屋外拡声子局：110箇所（新規1箇所を含む）（既存局を準用）

(4) スマートフォンアプリ

(5) 連携システム：J-ALERT、当市ホームページ、竹田ケーブルテレビ、市公式LINE

※上記を想定しているが、本市にとって最適と考える端末配置の提案も可。

4. 業務内容

本業務の範囲は以下のとおりとし、システム設計、現地据付・調整等、取扱指導までの一切を含むものとする。ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスや、その他の使用許諾を得ることとする。

なお、本格運用開始後の保守業務については、本業務の受託者と特命随意契約を予定していることから、本業務の範囲外とするが、業務内容提案、見積書及び参考額を評価の対象とする。

(1) 調査設計業務

- ・情報配信基盤システム設計（システム構成検討と詳細設計）
- ・防災情報配信サービスとの連携仕様設計
- ・住民向け IP 告知システム要件定義

(2) システム構築業務

- ・情報配信基盤システムに必要な告知用サービス設備（ネットワーク機器等）の構築
- ・住民向け IP 告知端末の調達及び設定
- ・情報配信基盤システム環境の構築
- ・情報配信基盤システムのソフトウェアの開発

(3) システム導入業務

- ・情報配信基盤システム
- ・防災情報配信サービスとの連携
- ・宅内への機器設置
- ・単体テスト／総合テスト
- ・開発したアプリのアプリストアでの公開
- ・導入時の職員向けマニュアルの作成、操作説明会の実施

(4) 完成図書作成

(5) 施工監理業務

(6) システム運用・保守業務

5. 適用法規等

本業務を設計・製作・施工する受託者は、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法規等に準拠するものとする。

(1) 法規等

- ①電波法及び同法関係規則及び告示
- ②建築基準法及び同法関係規則
- ③電気設備技術基準
- ④電気設備工事標準仕様書
- ⑤当市の条例等
- ⑥その他関係法令等

(2) 規格

- ①日本工業規格（JIS）
- ②電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）

- ③日本標準規格（JES）
- ④日本電機工業会標準規格（JEM）
- ⑤日本電子機械工業会規格（EIAJ）
- ⑥電子情報技術産業協会規格（JEITA）

（３）特許権

受託者は、機器の設計、製作にあたり使用する特許、実用新案、その他の権利について、第三者に対する責任を負うものとする。

6. 実施体制

- （１）業務を遂行するにあたり受託者は、本業務の作業従事者および履行体制について、当市の担当者（以下「担当者」という。）へ提出し、確認をとること。
- （２）業務委託契約の締結後、現地施工に着手する日程等については、担当者と協議により定め、構築スケジュールを提出すること。
- （３）受託者は、業務を遂行するにあたり、労働安全衛生法その他関係法規に従い、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生防止に努めること。

7. 仕様書の疑義

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに当市の指示を受けるものとする。

本仕様書の内容については、特別の理由がない限り変更は認めないが、受託者又は受託者のやむを得ない都合により内容に変更が生じた場合は、受託者、発注者が協議のうえ、決定するものとする。

8. 創意工夫

本仕様書に示す仕様を効果的かつ合理的に満足するよう、先進的な技術を用いた提案や、長期安定稼働に寄与する提案を期待する。

本プロポーザルの目的を矛盾しない限りにおいて、本仕様書に示されていない部分においても、住民へのサービス向上やコストメリットが期待できる内容などの提案があれば、その提案の妥当性について適切に評価する。また、本仕様書において具体的仕様を定めている部分についても、その仕様と同等以上の性能を満たし、本プロポーザルの目的を達成することが明確に示すことができる場合は、代替的な提案も可とする。

9. 書類提出

受託者は契約締結後、ただちに本仕様書に基づき詳細な打ち合わせを行い、次の書類を指定する期日までに提出しなければならない。

【承諾図書】

受託者は本業務の遂行にあたり、下記に示す図書を提出し、当市の承認を受けること。
また、紙及びデータにより提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 施工計画書
- (3) 機器の仕様書
- (4) 施工図
- (5) 作業体制図
- (6) その他、当市が必要とする資料など

【完成図書】

受託者は業務完了後、速やかに下記に示す図書を当市に提出すること。なお、完成図書、図面は CD-R 又は DVD-R に格納して提出すること。

- (1) 完成図書
 - ア. 機器完成図書
 - イ. 試験成績書
 - ウ. 機器取扱説明書
 - エ. 本システムに関するドキュメント（機能一覧、ライセンスルール等）
 - オ. 関係機関の許可書及び検査合格書
 - カ. 各種施工写真及び完成写真
- (2) 完成図面
 - ア. システム完成図
 - イ. 機器配置図
 - ウ. 機器系統図
 - エ. 電源系統図
 - オ. 配線経路図
- (3) その他必要な図書、図面

10. 技術指導

- (1) システム管理者、配信担当者に対する操作研修会を開催すること。この場合、実機を用いて、実例を示したわかりやすい講習会とすること。
- (2) 操作研修会の実施方法、内容等については受託者が提案すること。実施時期、実施回数等については当市と協議のうえ決定するものとする。
- (3) 操作説明会で利用する研修マニュアルは受託者で作成し、必要となる部数のほか、当市が指示する部数の予備についても準備すること。

11. 共通指摘事項

(1) 整備業務の原則

本業務にあたっては、システムがこの仕様に照合して最適の構造及び性能を有するとともに、次に掲げる事項を十分満足するものとなるように配慮して行うこと。

- ①既存設備との整合性がとれるものであること。
- ②運用に際してリモート保守等、最適の機能を有するものであること。
- ③堅牢にして長時間の使用に十分耐え得るものであり、維持管理が経済的に行えるものであること。
- ④日常の清掃、点検、調整及び保守、修理が容易に行えるものであり、かつ、これらに際して危険のない構造であること。
- ⑤本業務の実施において、当市の既存の設備を活用し、新たな増を極力控えること。
(例：既存のネットワーク、既存のラック、既存の電源設備など)

(2) 技術基準

本業務にて整備する装置機材は、受託者の責任において品質管理のできる信頼性の高いものを使用すること。また、将来、装置の増設及び機能の追加等に対し、容易に追加や変更が行えるよう配慮されていること。

(3) 環境条件

本業務にて整備する装置機材に関しては、すべて温度、湿度、風雨等を考慮したうえで性能規格を満足するものであること。

(4) 使用部材の条件

各装置に使用する部品・材料は全て良品、新品を使用し、国際標準化機構（ISO）又は、日本工業規格（JIS）と同等以上の性能を有するものであること。

12. その他

- (1) 事前調査を行い、当市と作業方法を確認し行うこと。
- (2) 作業においては、既存設備の稼働状況を十分に把握し、設備の運用に支障をきたすことのないように当市と協議すること。また、システムの停止についても協議して行うこと。
- (3) 試運転調整については、当市とあらかじめ協議して実施要領を作成し、行うこと。
- (4) 本仕様書に明記のない事項でも、機能上当然具備しなければならない事項については、これを充足するものとする。